

あおしん事業者当座貸越

青木信用金庫

2023年10月1日現在

1. 商品名	あおしん事業者当座貸越
2. ご利用 いただける方	<p>同一事業の業歴3年以上で、2期以上の確定申告を行い、当金庫との貸出取引が6ヵ月以上あり、当金庫の会員資格がある、信用保証協会の保証が受けられる法人及び個人事業者の方で、下記に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人事業者の方の場合 次の①、②、③いずれかに該当する方。 ①申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（CRD）を活用した信用保証協会によるスコアリング（経営状況）が基準以上である方。 ②確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得300万円以上を計上し、かつ自己名義の不動産（自宅・店舗等）を所有の方。 ③確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得100万円以上を計上し、物的担保の提供がある方。 ・法人の場合 申込直前期の決算における中小企業信用リスク情報データベース（CRD）を活用した信用保証協会によるスコアリング（経営状況）が基準以上である法人。
3. お使いみち	事業資金
4. ご融資限度額	100万円以上2億8,000万円以内（10万円単位） ただし、無担保の場合は直近決算における平均月商の4ヵ月分が限度額となります。
5. ご融資期間	2年（契約期間） ・契約期限到来時に申込人の資格要件を満たしている場合は、条件変更で期間延長することができます。 ただし、当初の契約から5年を超える場合、継続新規（新たな申込による条件で既存貸越金残額を決済）でお申しいただくこととなります。 ・契約期限到来時に、信用保証協会が期間延長又は継続新規を認めない場合は、期間延長又は継続新規ができなくなります。
6. ご融資利率	当金庫所定利率 現在のご融資利率やご返済額の試算については、当金庫の本・支店にお問い合わせください。
7. ご返済方法	随時返済 ・ただし、年1回以上のご返済が必要となります。 ・お利息は、毎月10日に前1ヵ月分をお支払いいただきます。
8. 保証機関	埼玉県信用保証協会
9. 保証人・担保	保証人・・・個人事業者の方は原則不要 法人の場合は原則代表者の方 担保・・・保証金額が5,000万円を超える場合、不動産担保が必要となります。
10. 手数料等	①保証機関へ支払う保証料、手数料 借入金額・借入期間等に応じた所定の保証料をご融資時に一括でお支払いいただきます。 ②条件変更手数料（別紙「手数料一覧表をご参照ください。）」
11. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	別に定める「苦情処理措置・紛争解決措置について」をご覧ください。

*お申し込みにあたっては、当金庫および保証会社による審査がございます。審査の結果によってはご希望にそいかねる場合がございますので、ご了承ください。